

## すくすく子育てクラブ

第100回 赤ちゃんのスキンケア



すべすべの肌のように見える赤ちゃんの皮膚は、角質層の水分や脂質が少なく、むしろ乾燥しやすいです。しかし、赤ちゃんの汗腺は大人と同じ数だけあるので、密度が高く、新陳代謝が盛んで汗をかきやすくなっています。これから暖かくなるにつれ、さらに汗をかきやすくなります。

### ■肌のお手入れは大切に

- ◇汗は、あせも・とびひなど、肌トラブルの原因になります。
- ◇汗は早く洗い流し、着替えをしましょう。
- ◇シャワーは1日3回までを目安にしましょう。それ以上浴びるとかえって皮脂が

- 取れ、トラブルを引き起こします。
- ◇石鹸の使用は1日1回で充分です。
- ◇洗った後の皮膚は冬場に限らず乾燥するので、保湿剤を塗りましょう。
- ◇日焼け対策をしっかりしましょう。
- ◇靴を履くときは、必ず靴下を履かせましょう。
- ◇エアコンは上手に使いましょう。夏場は冷え過ぎないように、冬は暖か過ぎないようにしましょう。
- ◇肌着は肌に優しい素材にしましょう。綿100%のものがおすすめです。

- 母子保健推進員とは  
妊婦さんやお子さんを持つお母さん方を地域で応援するボランティアさんです。
- ◇妊婦や乳児の家庭訪問 訪問希望者のみへ訪問、年間に数件
- ◇育児教室での乳児の保育 年間2回程度
- ◇研修会等の参加 年間2〜3回、参加可能な方のみ
- ◇市在住の女性の方 ※資格、年齢は問いません。
- 募集地区  
稲成町・天神崎・新庄町・中万呂・城山台・上三栖・中三栖・下三栖・高雄・新屋敷町・中屋敷町・下屋敷町
- ◇各地区1名(募集地区に在住の方でなくでも大歓迎)
- ◇4月28日(金)までに、左記へお申し込みください。
- ◇健康増進課 母子保健係(市民総合センター2階)
- ◇0739(26) 4901



### 田辺市母子保健推進員を募集します

### 花とみどりいっぱい運動助成事業をご活用ください

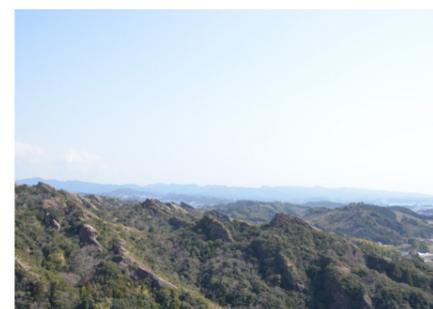
- ◇市民グループが土地所有者の承諾を得て、空地等に花苗をポランテアで植える場合に、1団体につき6万円相当分を上限に花苗を差し上げます。
- ◇事前に申請書等の提出が必要となりますので、詳しくは左記へお問い合わせください。
- 募集団体数 60団体
- ◇管理課公園係(本庁舎別館1階)
- ◇0739(26) 9966



### 「南方熊楠翁没後80周年事業」こどもの日記念イベントを開催します

- ◇5月5日(祝)
- ◇10時〜17時(最終入館16時30分)
- ◇場南方熊楠顕彰館
- ◇オリジナルグッズ抽選会
- ◇収蔵庫特別入室体験 収蔵庫を特別に開放し、様々な資料を展示しています。受付は10時〜10時30分です。
- ◇定各30名「先着」
- ◇場南方熊楠顕彰館
- ◇0739(26) 9909
- ◇自然観察教室「新緑のひき岩群を歩こう」の参加者を募集します

氏名・年齢・電話番号をご連絡ください。  
場南方熊楠顕彰館  
〒646-0051  
稲成町1629  
◇0739(25) 7252  
◇hikiwa@mb.aikis.or.jp



### わかわか教室の参加者を募集します

- ◇5月11日〜7月27日(毎週水・全12回)
- ◇9時30分〜11時30分(受付9時〜)
- ◇場市民総合センター1階「機能訓練室」
- ◇年齢に負けない体作りをめざし、自宅でも簡単に行える体操を

紹介します。  
◇わかわかシニアエクササイズ  
椅子を使った簡単筋力トレーニング、ステップ運動、ストレッチ、健康講座等  
※教室終了後、希望者には自主活動団体を紹介します。

- ◇市内に住民票のある65歳以上の方で、運動をしても差し支えない方(初参加の方を優先します。)
- ◇15名「先着」
- ◇場上靴・タオル・飲物
- 服装 動きやすい服装
- ◇4月11日(月)〜22日(金)に、左記へお申し込みください。
- ◇場やすらぎ対策課 高齢福祉係(市民総合センター1階)
- ◇0739(26) 4910



### 市の人口 令和4年2月末現在

人口	男 33,258人 (-10)
	女 37,474人 (-33)
	計 70,732人 (-43)
世帯数	35,025世帯 (+15)
	※( )内は前月比
2月の出生	男 7人 女 15人

### 4月の納税等

- 固定資産税・都市計画税…全期前納分、第1期分
  - 市県民税 年金特別徴収…4月徴収分、給与特別徴収…3月徴収分
  - 国民健康保険税 特別徴収…4月徴収分
  - 介護保険料 特別徴収…4月徴収分
  - 後期高齢者医療保険料 特別徴収…4月徴収分
- ※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

みんなでまちづくり補助金を募集します

【施設整備補助（ハード事業）】

■補助対象事業 令和4年4月1日～令和5年3月31日に民間が所有する用地に公共性の高い施設等を整備する事業

■補助金額 補助対象経費の4分の3以内（上限100万円）

【事業実施補助（ソフト事業）】

■補助対象事業 令和4年4月1日～令和5年3月31日に実施する公益に寄与する地域づくり事業

■補助金額 補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）

【共通要項】

■補助対象者 市内で地域づくりに取り組む、市民により組織された団体

■申請期間 4月1日（金）～5月2日（月）に、所定の申請書に必要書類を添えて、左記に直接お持ちください。申請書は、左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

■注意 補助対象とならない団体・事業・経費があります。詳しくは左記へお問い合わせください。

■お問い合わせ先 市民活動係（本庁舎3階）  
☎0739（26）9911

造血細胞移植後の定期外予防接種費用を助成します

造血細胞移植（骨髄移植、抹消血幹細胞移植又は臍帯血移植）により、接種済の定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方に対して、一定の要件で再接種に係る費用を助成します。

■対象者 市内に住民票のある方で、予防接種を受ける日において20歳未満の右記に該当する方

■申請条件 ※助成を希望される方は、事前に左記へお問い合わせください。

■お問い合わせ先 市民総合センター2階  
☎0739（26）4901

小・中学校就学援助費をご利用ください

経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費（月額で小学生1000円程度、中学生2000円程度）・新入学学用品費（対象学年のみ）・修学旅行費の一部・学校給食費等、学校で必要な費用を援助する制度です。

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/fichi/index.html>  
◇各行政局 総務課  
☎27 ページ参照



各種生ごみ処理機器の購入費を補助します

■交付要件 市に住民票のある世帯の世帯主が、市内の販売店で処理機器を購入し（通信販売やネット販売は対象外）、市内に設置すること

■補助対象機器 密閉式バケツ容器、コンポスト容器、電気式生ごみ処理機

■補助金額 本体価格（購入価格から消費税及び配達料等を除く額）の2分の1以内で、上限は2万円（100円未満は切捨て）

■補助対象回数 1世帯につき電気式生ごみ処理機1基又は生ごみ

受給に当たっては所得制限等一定の基準があります。就学援助費の申請は学校を通じて行いますので、詳しくは学校又は左記へお問い合わせください。

■お問い合わせ先 市民総合センター3階  
☎0739（26）9942



農作物鳥獣害防止対策事業（防護柵設置）を補助します

■対象者 野生鳥獣による農作物等への被害を防止するため、防護柵設置を実施する農林業従事者等に対し、資材費を補助します。

■対象地域 市内に住民票のある方

■補助対象 農地に防護柵及び防護ネットを設置する場合の資材費（労務費は除く。）

■申請条件 ※交付決定前に着手すると事業対象外となります。  
※年間で1人1申請のみとなります（対象事業費範囲内での複数箇所の申請は可）。

堆肥化容器にあつては2基（ただし、予算の範囲内で先着順）  
■処理機器を購入する前に指定の申請書に必要事項をご記入の上、令和5年3月中頃までに、左記へお持ちいただくか郵送してください。申請書は、玄関案内係（本庁舎2階）、健康増進課（市民総合センター2階）、各行政局、各連絡所、各コミュニティセンター・水道事業所、廃棄物処理課（市ごみ処理場）で配布しているほか、ホームページからも取得できます。



☎27 ページ参照

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/seison/recycle/namagomi.html>

■補助金額 事業費（資材費）の2分の1以内

※事業費30万円～3万円（補助金額15万円～1万5000円）

◇イノシシ・シカ用

1m当たり9000円以内（補助金額4500円以内）

◇サル用

1m当たり2500円以内（補助金額1250円以内）

◇防鳥ネット

10a当たり5万4000円以内（補助金額2万7000円以内）

■その他 原則として5年以上の使用に耐えるもの

■申請期間 4月11日（月）～5月31日（水）に、左記へ申請書類（交付申請書、事業計画書、収支予算書、見積書、設置場所の見取り図、実施前の写真）を提出してください。申請書類紙は左記で配布しています。

※今年度は、1次募集のみで2次募集の予定はありません。

※予算の上限に達した場合は受付を終了します。

■お問い合わせ先 農業振興課 農政係（本庁舎別館2階）  
☎0739（26）9930

◇各行政局 産業建設課  
☎27 ページ参照

【有料広告】 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告  
2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

【有料広告】 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

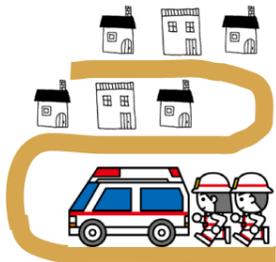
有料広告募集中心！  
広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか？  
本紙（広報田辺）及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。  
広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の2か月前の20日までにお申し込みください。詳しくは、企画広報課 広聴広報係までお問い合わせください。  
☎ 0739-26-9963 □ <http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukou-kouhou.html>

- 所在 今福町92 宅地
  - 面積 177.48㎡
  - 見積価格 730万円
  - 公売保証金 73万円(10%)
  - 入札日時 5月17日(火)13時30分(説明開始13時)
  - 入札会場 庁舎別館3階「大会議室」
  - その他 入札日時当日に公売保証金を納付した方のみ入札することが可能です。
- 提出書類等詳しくは「不動産公売のご案内」を左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。
- 建築課 調査計画係(社会福祉センター1階)  
 ☎0739(26)9935  
 □ <https://www.city.tanabe.lg.jp/kenchiku/index.html>  
 ◇各行政局 産業建設課  
 ☎27ページ参照

不動産(土地)を公売します

住居表示実施地区で、建築物を新築・改築したときは届出が必要です

■住居表示とは 郵便物の配達や、消防・救急・防犯等といった緊急を要する場合等に、住所等を探しやすいするため、一定のルールによって合理的に表示する仕組みです。



■住居表示実施地区 市街地域にある38町において実施済みです。実施していない地区は、従来どおりの表示となっています。

■住居表示の表示 住居表示は、「町名」+「街区番号」+「住居番号」により住所等を表すものとなります。

◇街区番号 町の中を道路・水路などで区切って街区をつくり、一筆書きのように順に番号を付けます。

◇住居番号 街区の周りを時計回りに定めた間隔に区切って基礎番

じも買い応援商品券・じも食べ応援食事券の使用有効期限について

商品券及び食事券の使用有効期限は、令和4年3月31日(木)から4月30日(土)に再延長されています。使用有効期限を過ぎると、商品券及び食事券は使用することができません。

※なお、感染予防対策を徹底の上、ご利用ください。  
 ■使用期間 令和3年9月24日(金)～令和4年4月30日(土)  
 ■取扱店 ホームページ又は配布時にお渡しした取扱店一覧表をご覧ください。追加登録された取扱店は、ホームページに掲載しています。

地域経済応援商品券《じも買い応援商品券》の配布分の受取について

令和3年7月1日時点の市民1人当たり5000円分のじも買い応援商品券を、令和3年11月中旬にかけて配送しましたが、郵便局の不在留置期間の経過などにより、配達されずに戻ってきた商品券については、市役所にて保管しています。長期間の不在などで、お受け取りになれなかった方につきましては、下記へご連絡ください。

商品券の配布分の受取に関すること

■商品券の配布分の受取に関すること  
 商工振興課(本庁舎別館3階)  
 ☎0739(26)9970  
 □ <https://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/tikiouen-shouhinken.html>  
 ◇じもたびキャンペーン第3弾で配布する商品券及び食事券に関すること  
 観光振興課(本庁舎3階)  
 ☎0739(26)9929  
 ◇商品券及び食事券の取扱店に関すること  
 田辺市商店街振興組合連合会  
 ☎0739(22)2960



方について、正しい意識を持っていただいた上で、保護者の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。

5歳～11歳

■回数 ファイザー社小児用ワクチン2回(3週間の接種間隔で計2回接種)

■期間 9月30日(金)まで

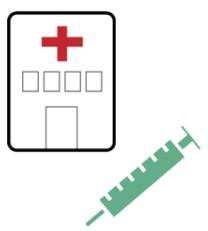
■接種券発送 3月1日(火)に発送しています。(3月以降に5歳となる方については、誕生日の当月下旬に発送します。)

■接種当日 接種には保護者の同伴が必要です。

※接種可能な医療機関及び申込み方法等詳しくは、接種案内又はホームページをご覧ください。

■田辺市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(市民総合センター1階 健康増進課内)  
 ☎0739(33)7022

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/kenkou/2022-0228-2007-37.html>



新型コロナウイルスワクチン小児接種が始まりました

市では、3月から新型コロナウイルスワクチンの5歳以上11歳以下の接種を行っています。

ワクチンを受ける際には、感染予防の効果と副反応のリスクの双



□ <https://city.tanabe.lg.jp/tochitai/jukyو.html>

各種年金や手当のお知らせ

【年金額の改定】

令和4年4月分から年金額が、法律の規定により0.4%引き下げられます。改定後の年金額は、6月に日本年金機構から送られる

「年金額改定通知書」でお知らせすることになっていきます。【各種手当額の改定】

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている左表の手当については、物価変動率（マイナス0.2%）を踏まえて、令和4年4月から0.2%の引き下げとなります。

手当の種類	月額
①児童扶養手当	1万160円～4万3,070円
児童扶養手当 加算額	児童2人目 5,090円～1万170円 3人目から 3,050円～6,100円
②特別児童扶養手当1級	52,400円
特別児童扶養手当2級	34,900円
③特別障害者手当	27,300円
④障害児福祉手当	14,850円
⑤経過の福祉手当	14,850円
⑥高齢年金生活者支援給付金	5,020円※国民年金保険料納付期間等によって計算されます。
⑦障害年金生活者支援給付金1級	6,275円
障害年金生活者支援給付金2級	5,020円
⑧遺族年金生活者支援給付金	5,020円

- ①について 市民課 庶務年金係 ☎ 0739-26-9925
- ②～⑤について 障害福祉室 障害福祉係 ☎ 0739-26-4902
- ⑥～⑧について 田辺年金事務所 ☎ 0739-24-0432  
田辺年金事務所 新宮分室 ☎ 0735-22-8441

【国民年金保険料の納付及び免除申請について】

4月からの国民年金保険料は、月額1万6590円になります。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・コンビニエンスストアでの納付、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、口座振替による方法があります。納付期限は、翌月末日です。納め忘れのないようにご注意ください。

なお、所得が少ないなど納付が困難な場合は、保険料の免除申請ができます。日本年金機構が被保険者と配偶者及び世帯主の所得審査の後、決定します。

また、平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者の方は、産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。免除を希望される場合は、届出が必要です。詳しくは左記へお問い合わせください。

- 田辺市 市民課 庶務年金係（本庁舎2階） ☎ 0739（26）9925
- 田辺年金事務所 ☎ 0739（24）0432
- 田辺年金事務所 新宮分室 ☎ 0735（22）8441

ごみ収集カレンダーは届きましたか？

令和4年4月～令和5年3月のごみ収集の日程をお知らせする「ごみ収集カレンダー」を広報たなべ3月号と一緒に配布しました。皆さんのご家庭に届いてますか。

もし、転居や紛失などでお手元がない場合は、次の場所に置いていただけますので、お越しください。

- 配布先 玄関受付係（本庁舎2階）、市民総合センター（やすらぎ対策課・健康増進課）、各行政局各連絡所、各コミュニティセンター、水道事業所、廃棄物処理課
- 廃棄物処理課 施設業務係（市ごみ処理場） ☎ 27ページ参照



ごみ焼却施設のダイオキシン類濃度を測定しました

令和3年12月及び令和4年1月に、ごみ焼却施設の煙突から出る排ガスと最終処分場から出る処理水に含まれるダイオキシン類濃度を測定しました。

その結果は左表のとおりで、いずれの数値も、国の基準値より低い数値となりました。

測定箇所		市の測定値	国の基準値
ごみ焼却施設	1号炉	0.00038ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
	2号炉	0.0020ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	
最終処分場の処理水		0pg/L	10 pg/L

※TEQ（毒性等量）  
◇用語解説  
・Nm<sup>3</sup>（ノルマル立法メートル）…気体は温度や圧力により体積が変化するため、0℃、1気圧に換算した状態をNで表現する。そのときの気体の体積。  
・1ng（ナノグラム）…10億分の1g  
・1pg（ピコグラム）…1兆分の1g

児童を交通事故から守りましょう

新入学児童が通学する季節となりました。子供の交通事故は、道路への急な飛び出しや駐車車両の直前・直後の横断、自転車乗車中の安全確認の怠り等が原因で起こっています。

■保護者の皆さんへ  
小さなお子さんは「危ない」「注意しなさい」等の言葉では理解が難しいので、お子さんと一緒に通学路に立ち、「何がどのように危険なのか」「どのようにすればよいのか」を具体的に子供目線に立って教えましょう。

■車を運転される皆さんへ  
余裕を持ってお互い譲り合いの精神で運転し、特に住宅街や学校・公園の近くではスピードを落とし、歩行者や自転車に十分注意しましょう。また、横断歩道では歩行者が優先です。歩行者がいる際には、必ず一時停止しましょう。

子供の手本となる交通マナーと安全運転を心掛け、車も歩行者も「止まる」「見る」「待つ」を実践し、みんなで交通事故がなくなるように努めましょう。



- 運動推進協議会（本庁舎3階 治振興課内） ☎ 0739（26）9911
- 田辺警察署 ☎ 0739（23）0110

広報田辺点字版及び声の広報のご案内

広報田辺には、3か月分の内容を抜粋した「広報田辺点字版」と、毎月の内容をCDに録音した「声の広報」があります。目の不自由な方、活字が読みづらい方でご希望の方は、企画広報課 広聴広報係までご連絡ください。

- ☎ 0739（26）9963

## 田辺市

## 友だち募集中です♪

### LINE 公式アカウント

友だち登録はこちらから♪

★欲しい情報が自分で選べる！

★LINEで気軽に相談！

令和4年度 自衛隊幹部候補生及び一般曹候補生募集

日本国籍を有し、自衛隊法第38条に該当しない方で次のとおりです。

◇幹部候補生

- ・一般(大卒) 20歳以上26歳未満の方、22歳未満の方は大卒(令和5年3月卒業見込み含む)。
- ・一般(院卒) 修士課程修了者等(見込み含む)で20歳以上28歳未満の方
- ・歯科 専門の大卒(見込み含む)で20歳以上30歳未満の方
- ・薬剤科 専門の大卒(見込み含む)で20歳以上28歳未満の方

※受験資格の詳細については下記へ問い合わせください。

※幹部候補生は、第1回目と第2回目の同一区分(陸・海・空)での受験はできません。また、飛行要員は、第1回目のみとなります。別の区分で受験する場合は、同時に志願することは可能です。

◇一般曹候補生

採用予定月において、18歳以上33歳未満の方(32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達しない方)

※採用予定月は、受付時にお知らせします。

種目	区分	受付締切日	試験日	試験場所(予定)
幹部候補生	第1回	4月14日(土)	4月23日(土) 4月24日(日) ※24日(日)は飛行要員希望者のみ	自衛隊和歌山地方協力本部庁舎(和歌山市)
	第2回	6月16日(土)	6月25日(土) 筆記試験	
一般曹候補生		5月10日(土)	5月20日(金)～22日(日)の指定する1日	県民文化会館(和歌山市)

自衛隊田辺地域事務所  
0739(24)6219

## 備えて! 防災コラム

### 第90回 自宅の災害リスクを考えよう



生活の大半を過ごす自宅がどのような場所にあるのか調べ、災害リスクについて考えてみましょう。

各種ハザードマップなどでは、津波・土砂災害・洪水などの危険度を知ることができます。さらに深く知りたい場合は、図書館で郷土史を見て、過去に自宅周辺で起きた自然災害を調べたり、土地の成り立ちを調べることができます。

また、国土地理院地図のホームページでは、土地の成り立ちや災害リスクが簡単に調べることができます。地形分類(自然地形・人工地形)を表示し、知りたい場所を

クリックすると、詳しい説明が表示されます。例えば、自然地形が「砂州・砂丘」であれば、洪水・浸水、液状化等のリスクがあり、「山地」であれば、大雨や地震により、崖崩れや土石流、地滑り等のリスクがあります。また、人工地形が「盛土地・埋立地」であれば、低地では浸水や液状化リスクがあります。

このように、お住まいの自宅の状況を把握し、災害リスクについて考え、危険性がある場合は、早めの避難を心掛けてください。



国土地理院地図ホームページ

### 主な電話番号等

- 田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1  
☎0739-22-5300(代) ☎0739-22-5310
- 市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1  
☎0739-26-4900(代) ☎0739-26-4914
- 龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376  
☎0739-78-0111(代) ☎0739-78-0116
- 中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1  
☎0739-64-0500(代) ☎0739-64-0966
- 大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1  
☎0739-48-0301(代) ☎0739-49-0359
- 本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219  
☎0735-42-0070(代) ☎0735-42-0239
- 市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1  
☎0739-24-0011(代) ☎0739-24-7910
- 市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6  
☎0739-24-6218(代) ☎0739-24-4068

### 電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド  
☎0120-963-910  
※防災行政無線を確認する電話案内サービスです。
- 救急安心センター ☎#7119  
※つながりにくい場合は、市消防本部(☎0739-22-0119)へご連絡ください。

### 休日急患診療

- 問田辺広域休日急患診療所(市民総合センター玄関右側)
- 内内科・小児科系、歯科の応急診療
- 日時(祝) 9時～11時30分、13時～16時  
(※小児科のみ、(土)18時～21時30分も診療を行っています。)
- ☎0739-26-4909



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」

### 住宅用火災警報器は10年を目安に交換しましょう

平成23年6月1日から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器は、古くなることで電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じしなくなる可能性があります。そのため、10年を目安に交換しましょう。

また、いざという時に正常に作動するかの「作動確認」を定期的に行いましょう。本体に点検ボタン若しくはひもがついています。詳しくはホームページをご覧ください。



定期点検

■交換時期 電池切れの時には、音声が流れるか、ピッ……ピッ……と短い音が一定の間隔で鳴ります。

■設置場所 寝室として使用している全ての部屋、階段上部の天井面(寝室が2階にある場合) 問消防本部予防課予防係

### 「防災・行政メール」の配信サービス

市では、防災行政無線で放送している各種情報について、携帯電話及びパソコンに「防災・行政メール」を配信するサービスを行っています。

#### 登録方法

左記のURLを入力するか、二次元コードをバーコードリーダーで読み取ってアクセスし、空メールを送信してください。登録確認メールが届きますので、画面の表示に従って順に入力すると登録が完了します。詳しくは、左記へお問い合わせください。

問防災まちづくり課地域防災係  
☎0739(26)9976  
☎http://bousaigyousei.aamail.nks.jp



▲作動確認はこちら

☎0739(26)9954  
☎https://www.city.tanabe.lg.jp/shoubo/gyouji/syuukann2020aki1-2.html